

企画提案説明書

1 当該招請の主旨

本業務については、食品関係営業施設において、食品の衛生管理の中核を担う食品衛生責任者（食品衛生法施行規則（昭和23年7月13日厚生省令第23号）第66条の2の別表第17の規定による者）の資質向上を目的とした食品衛生責任者再教育研修委託事業を実施するにあたり、一般社団法人岡山県食品衛生協会を相手方とする契約手続きを予定しているが、当該団体以外の者で、下記の応募要件を満たし、本事業の実施を希望する者の有無を確認するとともに、応募者からの業務提案書等の提出を招請するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、一般社団法人岡山県食品衛生協会との契約手続きに移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般社団法人岡山県食品衛生協会と当該応募者から企画提案書の提出を求め、別紙審査基準により審査を行い契約の相手方を決定する予定である。

2 業務概要

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 業務名 | 食品衛生責任者再教育研修委託事業 |
| (2) 業務内容 | 別紙「委託業務仕様書」による |
| (3) 履行期限 | 契約締結の日から令和8年10月30日 |

3 業務目的

県民に提供される食品の安全を確保することは重要課題であり、食品関係営業施設における衛生管理の徹底が強く求められている。そこで、食品関係営業施設において衛生管理の中核を担う食品衛生責任者を対象とした再教育研修委託事業を実施し、食品衛生責任者の資質の向上及び衛生管理水準の向上を図るものである。

4 応募要件

- (1) 食品衛生に関する知識を有する者が所属し、食品衛生に関する教育研修を効果的に計画、実施できる岡山県内の団体であること。
- (2) 過去に5回以上、食品関係営業者を対象とした食品衛生に関する教育研修の実績があること。
- (3) 過去2年間に県との契約がある場合、すべて誠実に履行していること。

5 企画提案説明書について

(1) 照会先 〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県保健医療部

生活衛生課食の安全推進班

TEL 086-226-7338 FAX 086-231-1434

(2) 照会受付時間及び方法

令和 8 年 5 月 1 2 日 (火) 午前 9 時から

令和 8 年 5 月 2 1 日 (木) 午後 5 時まで

※書面による持参又は FAX による (様式は任意)。

※持参については、土・日曜日を除く。

(3) 回答日時及び方法

本公告を掲載した岡山県生活衛生課の下記ウェブサイト
で令和 8 年 5 月 2 1 日 (木) までに回答を掲載する。

URL <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/37/>

ただし、本業務提案に直接関係のないもの、セキュリティ上、
明らかにすることが不適切なもの及び質問者に固有のもの並び
にその他回答すること若しくは前記回答掲載方法が不適切と認
められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を
変更する場合がある。

6 参加意思確認書について

(1) 提出様式

別紙「参加意思確認書 (様式第 1 号)」のとおり

(2) 記載上の留意事項

応募要件を満たすものとして、次の書類を添付すること。

食品衛生に関する知識を有する者の資格等の写し

食品関係営業者を対象とした食品衛生に関する教育研修の実績概要 (過去 5 回
分)

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所

令和 8 年 5 月 1 2 日 (火) 午前 9 時から

令和 8 年 5 月 2 1 日 (木) 午後 5 時まで

※持参については、土・日曜日を除く。

イ 提出場所 5 (1) に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送 (書留郵便に限る) による

(4) 参加意思確認書の取扱い

- ア 提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とする。
- イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加意思確認書は返却しない。
- エ 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 提出期限以降における参加意思確認書の差替え、及び再提出は認めない。
- カ 参加意思確認書に虚偽に記載した場合は、当該参加意思確認書を無効とする。

(5) 参加意思確認書の審査

提出期限までに提出のあった参加意思確認書に基づき、応募要件を満たしているか担当部課で審査し、その結果を提出者に書面により通知するものとする。

7 企画提案書の提出について

参加意思確認書の提出により、4の応募要件を満たすと認められる場合は、参加意思確認書提出者と一般社団法人岡山県食品衛生協会は、総合評価方式による企画提案書を提出するものとする。

(1) 提出様式

別紙「企画提案書(様式第3号)」のとおり

(2) 記載上の留意点

業務実施計画の概要について、わかりやすく具体的に記載すること。
また、業務委託に係る経費の見積書も添付すること。

(3) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 令和8年5月22日(金)午前9時から
令和8年5月28日(木)午後5時まで
※持参については、土・日曜日を除く。
- イ 提出場所 5(1)に同じ
- ウ 提出方法 原則として持参による

(4) 企画提案書の取扱い

- ア 提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書を無効とする。
- イ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、企画提案書の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- カ 企画提案書に虚偽に記載した場合は、当該企画提案書を無効とする。

(5) 企画提案書の審査

提出期限内に提出のあった企画提案書について、別途設置する審査会で総合的に審査し選定する。

(6) 結果の公表

審査結果の公表は、提出者に書面により通知する。

(7) 選定された企画提案書の提案者

審査の結果、企画提案書が選定された提出者は、食品衛生責任者再教育研修委託事業の業務委託を行う者として契約手続きに移行する。

8 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための窓口：上記5（1）に同じ。

(3) その他については、契約書の定めによる。

(4) 落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること

。